

23生福第号136号
平成23年4月14日

各市町村長 様

福島県保健福祉部長

東日本大震災義援金の第1次配分にかかる
対象数の把握等について（依頼）

東日本大震災に関して、日本赤十字社、中央共同募金会、日本放送協会、NHK 厚生文化事業団に全国から寄せられた義援金について、下記のとおり配分されることとなりました。

災害関係対応にご多忙のこととは存じますが、被災された方々や、原発災害により避難又は屋内退避を余儀なくされている方々に、義援金を有効にお使いいただくために、下記により、各市町村から義援金をお届けいただきますようお願いいたします。

つきましては、貴市町村の対象数について報告いただき、義援金の配分を請求してください。

また、義援金の配分を通じ、県内外自主避難者等の所在確認につなげていただきますようお願いいたします。

記

1 第1次配分基準

(1) 死亡者・行方不明者	1人当たり	35万円
(2) 住宅全壊（焼）	1戸当たり	35万円
(3) 住宅半壊（焼）	1戸当たり	18万円
(4) 原発避難指示・屋内待避指示圏域の世帯	1世帯当たり	35万円

(2)(3)の配分と(4)の配分は、重複配分とはなりません。(4)の対象となる場合には、(4)の35万円の配分となります。((1)と(2)～(4)は重複配分可能です。)

2 配分対象について

(1) 死亡者について

受領対象となる者は、原則として東日本大震災により死亡した者で、それぞれの市町村に住民登録又は外国人登録をしていた者です。また、住民登録をしていない死亡者の場合は、被災地において生活していた事実が運転免許証や家賃の賃貸借契約書、町会長や民生委員の証言等により証明され、かつ、東日本大震災により死亡した事実が埋葬許可証、死亡診断書等により証明されれば、当該市区町村において支給するものとします。

(2) 行方不明者について

東日本大震災の際、現にその場にいあわせた者について、震災後3月間その生死がわからない場合には、その者は、今回の震災によって死亡した者と推定し、死亡者の扱いに準じて支給となります。

(3) 住宅の全壊(焼)及び半壊(焼)について

全壊、半壊及び流失の認定については、「平成23年東北地方太平洋沖地震に係る住家被害認定の調査方法」(内閣府作成)に準拠するものとする。

(4) 原発避難指示・屋内待避指示圏域の世帯について

平成23年3月25日付け、災害対策本部事務連絡「被災者に関する「り災証明書」又はそれに代わる証明書の発行について」中、「原子力災害により避難指示が出ている区域(20km内)に住居を有し、当該地域に居住することができない場合、又は、屋内退避の区域(20km~30km)に住居があり、市町村の判断により他県への避難を希望する場合」の対象区域と同様となります。

3 対象数及び送金口座の報告

上記2の対象数について、貴市町村の対象数を別紙「東日本大震災義援金第1次配分請求書」により報告願います。

(1) 死亡者、行方不明者

現状把握している数を参考に想定される数を報告してください。

(2) 住宅の全壊(焼)、半壊(焼)

以前に県の義援金配分に際して報告いただきました数を、全壊(焼)の数と半壊(焼)の数とに分けて、報告してください。

もし詳細な数が判明している場合や想定される数に大きな変更がある場合には、その数で報告してください。

(3) 原発避難指示・屋内待避指示圏域の世帯

以前に県の義援金配分に際して報告いただきました数をご報告ください。

もし、以前に報告いただきました数に変更があれば、その数で報告してください。

(4) 送金先の口座

今回報告いただいた金額を、後日必要額を送金いたします。以前報告いただいた口座に送金いたします。

以前に報告いただきました口座から変更する場合には、報告してください。

報告先

福島県保健福祉部社会福祉課に次の方法により報告願います。

FAX : 024-521-7917

メール : shakaifukushi@pref.fukushima.jp

4 被害状況等の把握による配分額の過不足について

(1) 配分額が不足する場合

被害状況等の把握が進み、上記3の請求により配分した額が不足する場合は、別紙の請求書を再度提出いただき、それに基づき所要額を追加配分いたします。

(2) 配分額に不要残が生じた場合

被害状況等の把握が進み、上記3の請求により配分した額に不要残が生じた場合は、第2次配分以降で調整いたします。

5 報告期限及び市町村への送金

報告にあたっては、概数で結構です。(後日、追加配分請求も可能です。)報告いただきましたら順次送金を行います。

速やかに配分するためにも、遅くとも次の期限までには提出いただきますよう、よろしく願いいたします。

平成23年4月20日(水)まで

(担当 社会福祉課 電話024-521-7322)

【東日本大震災義援金第1次配分請求書】

市町村名 _____

【配分対象世帯数】

区分	単価(千円)	対象世帯数	必要額(千円)	備考
(1)死亡者・行方不明者	350		0	
(2)建物被害	全壊(全焼)	350	0	
	半壊(半焼)	180	0	
(3)福島第1原子力発電所より30km圏内の世帯	350		0	
計		0	0	

(2)(3)については、福島県の第1次配分申請で提出いただいているデータを参考に報告してください。
後日、過不足が発生した場合には、調整いたします。

【送金先口座】

金融機関名	支店名	口座番号	預金種別	口座名義人(フリガナ)

以前に報告いただいた口座と変更がない場合には、記載不要です。

【配分事務担当課等】

担当課		電話番号	
担当者名		fax番号	